

伊勢原市地域密着型サービスの区域外指定の同意等に関する基本方針

（目的）

第1 この基本方針は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第78条の2第1項の規定による指定地域密着型サービス事業者の指定及び法第115条の12第1項の規定による指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に係る法第78条の2第4項第4号及び法第115条の12第2項第4号の同意（以下「同意」という。）についての基本的な方針を定め、地域密着型サービスの趣旨に則った適正なサービス利用に資することを目的とする。

（指定の同意を求める要件）

第2 市長は、伊勢原市の被保険者が市外の地域密着型サービス事業所の利用を希望する場合、以下の1、2のいずれかの要件を満たす場合において当該事業所の住所地の市区村長に対し指定に係る同意依頼を行う。

1 次のいずれの要件にも該当する場合

- (1) 利用を希望する地域密着型サービスとは別の代替サービスにより対応することが著しく困難である場合
- (2) 利用希望者が伊勢原市内の同種の地域密着型サービスを利用することが著しく困難である場合
- (3) 利用を希望する地域密着型サービス事業所が近隣市に所在しており、かつ同一の生活圈域であると市長が認める場合

2 次のいずれかの要件に該当する場合

- (1) 災害・虐待等の理由により住民票の異動が困難な場合
- (2) 利用希望者が要介護認定を受ける前に第1号通所介護提供していた事業所で、かつ、継続して当該事業所の利用が必要であると介護支援専門員が判断している場合
- (3) その他、市長がやむを得ない特別事情があると認めた場合

（指定に同意する要件）

第3 市長は、他市の被保険者が伊勢原市内の地域密着型サービス事業所の利用を希望する場合、以下の1、2のいずれかの要件を満たす場合において、指定に係る同意を行う方針とする。

1 次のいずれの要件にも該当する場合

- (1) 利用を希望する地域密着型サービスとは別の代替サービスにより対応することが著しく困難である場合

- (2) 利用希望者が住所地の同種の地域密着型サービスを利用することが著しく困難である場合
- (3) 利用を希望する地域密着型サービス事業所が近隣市に所在しており、かつ同一の生活圏域であるとみなせる場合
- (4) 利用を希望する地域密着型サービス事業所が開設から 1 年以上経過しており、かつ、入居・登録定員の空きが 2 割以上ある場合、若しくは定員の定めがないサービスにあっては待機者がいない場合
- (5) 利用を希望する地域密着型サービス事業所の利用者について、市外被保険者の割合が 2 割以下である場合

2 次のいずれかの要件に該当する場合

- (1) 災害・虐待等の理由により住民票の異動が困難な場合
- (2) 利用希望者が要介護認定を受ける前に第 1 号通所介護提供していた事業所で、かつ、継続して当該事業所の利用が必要であると介護支援専門員が判断している場合
- (3) その他、市長がやむを得ない特別事情があると認めた場合

この基本方針は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。